報告第　２　号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和４年２月１４日提出

有田川町長　中　山　正　隆

専　決　処　分　書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和４年１月５日専決

有田川町長　中　山　正　隆

専決処分事項	令和３年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
理　　由	被保険者の資格喪失等により、国民健康保険税の過年度還付金の支払いが増加し、補正予算を定める必要が生じたため。

令和３年度

有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算

（第　３　号）

令和３年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和３年度有田川町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，５８３，６９０千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年１月５日専決

有田川町長　中　山　正　隆

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
6 繰入金		421,712	1,700	423,412
	2 基金繰入金	152,129	1,700	153,829
歳　入　合　計		3,581,990	1,700	3,583,690

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
9 諸支出金		20,812	1,700	22,512
	1 償還金及び還付加算金	20,812	1,700	22,512
歳　出　合　計		3,581,990	1,700	3,583,690

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１　総　　括

２　歳　　入

３　歳　　出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
6 繰入金	421,712	1,700	423,412
歳　　入　　合　　計	3,581,990	1,700	3,583,690

.

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
9 諸支出金	20,812	1,700	22,512
歳　出　合　計	3,581,990	1,700	3,583,690

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円 1,700
0	0	0	1,700

２　　歳　　入

６款　繰入金　　1,700千円

２項　基金繰入金　　1,700千円

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険事業基金繰入金	152,129	1,700	153,829
計	152,129	1,700	153,829

３　　歳　　出

９款　諸支出金　　1,700千円

１項　償還金及び還付加算金　　1,700千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者保険税還付金	3,000	1,700	4,700				1,700
計	20,812	1,700	22,512	0	0	0	1,700

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 国民健康保険事業基金繰入金	千円 1,700	千円 住民課 国民健康保険事業基金繰入金　1,700

節		説　　明
区　　分	金　　額	
22 償還金利子及び割引料	千円 1,700	千円 税務課 一般被保険者分保険税還付金　1,700

有田川町国民健康保険事業特別会計